

令和8年度

# 朝来市結婚新生活支援補助金

朝来市内で新生活をスタートさせる新婚世帯の  
スタートアップ費用を支援します。

婚姻時の年齢が

♥ 夫婦ともに29歳以下 → 最大 60 万円

♥ 夫婦ともに39歳以下 → 最大 30 万円 補助します！

## 住宅取得費用

新築または購入した費用  
※ 中古住宅の購入も含む

## 住宅リフォーム費用

## 賃貸住宅費用

賃料及び共益費（1か月分）  
敷金、礼金、仲介手数料

## 結婚に伴う引越費用

引越事業者または運業者に  
支払った費用

\*令和8年4月1日～令和9年3月31日に夫婦が支払った費用に限ります。

## ♥ 対象世帯

- 1、R8.1.1～R9.3.31の間に婚姻届が受理された夫婦であること
- 2、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下であること
- 3、夫婦の合計所得が500万円未満であること  
（\*奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を所得から控除して計算します。）
- 4、対象となる住居が朝来市内にあり、申請日に夫婦双方又は一方が  
その住宅に住民登録をして居住していること
- 5、他の公的な住宅取得支援などの補助金を受けていないこと
- 6、夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- 7、夫婦ともに市税等市の徴収金を滞納していないこと
- 8、夫婦ともに暴力団員等ではないこと
- 9、国が定める講座等を受講した夫婦であること（※）

※次の①から④のいずれかの受講が条件

- ① ライフデザイン支援講座
- ② プレコンセプションケアに関する講座
- ③ 医療機関への妊娠・出産に係る相談
- ④ 共家事・子育て講座



例：共育（トモイク）プロジェクト公式サイト動画視聴

このほか、どのような講座等が該当するのかなど、詳細は担当課までご相談ください。



## ♥ 必要書類

- (1) 結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (3) 補助金等交付請求書（規則様式第11号）
- (4) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (5) 夫婦それぞれの前年分の所得証明書  
（\*転入等で朝来市で所得を確認できない場合）
- (6) 振込先口座の通帳の写し（申請者名義のもの）

### \* 申請内容に応じて以下も併せて提出

- 売買契約書および領収書の写し → 住居を購入した場合
- 工事請負契約書および領収書の写し → 住居を新築またはリフォームを行った場合
- 賃貸借契約書および領収書の写し → 住居を賃貸している場合
- 奨学金の返済額が分かる書類(奨学金返還証明書など) → 貸与型奨学金を返済している場合
- 引越しに係る見積書及び領収書の写し → 引越費用の補助金交付を申請する場合

\* 講座の受講等について、右のQRコードを読み取って報告してください。



## ♥ 申請の流れ

申請期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

### 1 申請する

補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添えて申請してください。郵送または窓口へ直接お持ちください。

### 2 書類審査

記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は再提出をお願いすることがあります。

### 3 決定通知が届く

対象となる場合は補助金交付決定通知書にて通知します。

### 4 補助金の振り込み

指定口座に振り込まれます。

### 5 今後の事業内容検討のため

アンケートへのご協力をお願いいたします  
アンケートはこちら→



### 申請・お問い合わせ

朝来市役所 市民協働課 あさご暮らし応援室

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-1492 FAX 079-672-4041

メールアドレス teijuu@city.asago.lg.jp